

平成25年第2回砂川市議会定例会
予算審査特別委員会

平成25年6月10日（月曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第 4号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 平成25年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 平成25年度砂川市病院事業会計補正予算

散会宣告

○出席委員（12名）

委員長 一ノ瀬 弘 昭 君
委員 飯 澤 明 彦 君
増 井 浩 一 君
土 田 政 己 君
北 谷 文 夫 君
沢 田 広 志 君

副委員長 水 島 美喜子 君
委員 増 山 裕 司 君
多比良 和 伸 君
小 黒 弘 君
尾 崎 静 夫 君
辻 勲 君
(議長 東 英 男)

○欠席委員（1名）

委員 増 田 吉 章 君

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂 川 市 長 善 岡 雅 文
砂 川 市 監 査 委 員 奥 山 昭

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副 市 長 角 丸 誠 一
総 務 部 長 湯 浅 克 己
兼 会 計 管 理 者
総 務 課 長 安 田 貢

市長公室課長	福士勇治
政策調整課長	熊崎一弘
税務課長	峯田和興
会計課長	福井哲生
市民部長	高橋豊人
市民生活課長	東正史
社会福祉課長	近藤恭久
兼子ども通園センター所長	中村一久
介護福祉課長	佐藤進
兼ふれあいセンター所長	田伏清巳
経済部長	河原希之也
経済部審議監	小林哲一
商工労働観光課長	小金田芳繁
農政課長	古木信政
建設部長	山梨政宏
建設部審議監	荒木武雄
建設部技監	佐藤秀樹
土木課長	金丸正人
建築住宅課長	渋谷憲治
建築住宅課副審議監	小俣家実
建築住宅課副審議監	渋谷和彦
市立病院事務局長	山田基博
市立病院事務局審議監	朝日紀仁
管理課長	細川和弘
経営企画課長	山川裕二
医事課長	佐々木
地域医療連携課長	
診療情報課長	
附属看護専門学校副審議監	

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

教 育 長	井 上 克 也
教 育 次 長	和 泉 肇
兼スポーツ振興課長	大 西 俊 光
学 務 課 長	

社 会 教 育 課 長
兼 公 民 館 長
兼 函 書 館 長

山 下 克 己

学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長

橋 加 奈 子

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監 査 事 務 局 局 長

中 出 利 明

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長

湯 浅 克 己

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長

安 田 貢

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農 業 委 員 会 事 務 局 長

佐 藤 進

農 業 委 員 会 事 務 局 次 長

小 林 哲 也

7. 本委員会の事務に従事する者

事 務 局 長

河 端 一 寿

事 務 局 次 長

高 橋 伸 二

事 務 局 主 幹

佐 々 木 純 人

事 務 局 係 長

杉 村 有 美

開会 午後 1時26分

◎開会宣告

○議長 東 英男君 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 東 英男君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名します。

予算審査特別委員長には一ノ瀬弘昭委員、同副委員長には水島美喜子委員を指名します。

休憩 午後 1時27分

〔委員長 一ノ瀬弘昭君 着席〕

再開 午後 1時28分

○委員長 一ノ瀬弘昭君 それでは、ただいまご指名いただきました一ノ瀬でございます。今回の委員会は4議案でありますけれども、水島副委員長ともどもどうぞよろしくお願いいたします。

なお、議事に入る前に、本委員会には増田吉章委員が欠席していますので、ご報告いたします。

今日は暑いので、上着のほうは自由にお脱ぎいただいて結構ですので、よろしくお願いいたします。

◎開議宣告

○委員長 一ノ瀬弘昭君 直ちに議事に入ります。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 本委員会に付託されました議案第4号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 平成25年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成25年度砂川市病院事業会計補正予算の4件を一括議題といたします。

お諮りいたします。審査の方法といたしましては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款、項ごとに、続いて歳入の審査の順で行い、次に事業会計の収入、支出を一括審査する方法を進みたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第4号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第4号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

ただいま挙手された方の中で原案に反対の討論を行う方は、もう一度挙手願います。

〔挙手する者あり〕

それでは、土田政己委員。

○土田政己委員 議案第4号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場で討論いたします。

今回の政府のやり方は、総括質疑でも述べましたように憲法92条の地方自治の本旨、地方自治法に違反し、地方の主権を侵害するものであります。提案されている条例改正は、行政職の平均で6.3%の削減率、医療職含め全体の平均で4.24%と削減幅が大きく、職員の生活に大きな影響を与えるとともに、職員の消費意欲の低下による地域経済への大きな影響が懸念されます。また、少ない職員で頑張っておられる職員の皆さんの労働意欲の低下も心配されます。地方公務員の給与の引き下げは民間給与引き下げにも連動し、消費が落ち込み、市内経済にも重大な影響を与えかねません。さらに、2年間としている国家公務員給与の削減期間も2014年度以降も延長する必要が出ており、今回だけの問題にとどまらない危険性があります。3月の定例市議会で地方分権の確立と地方主権を侵すことのないよう求める意見書も全会一致で採択しており、その趣旨にも反するものであります。職員の生活と地域経済に大きな影響を与えるこの条例改正には賛成しかねますので、委員各位の賢明なご判断を賜りますようお願いし、反対討論といたします。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 議案第4号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について賛成の立場で討論いたします。

今回の条例改正案に関しましては、砂川市議会の総意として自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書を提出しているところであり、国が地方交付税をもって職員給与削減をさせることは本来あってはならないものほかの行為です。砂川市では、この間数度の行財政改革等を行い、市民はもとより、職員にも協力をしてもらい、砂川市財政をもたせてきた行為をないがしろにさえするものです。砂川市の今後の財政運営を考えると、国の対応を横暴と言ってもいいかもしれません。しかし、砂川市がとるべき対応としてはやむなく、まさに苦渋の決断をしたものと考えます。砂川市の対応としていたし方ないものと考え、議案第4号に賛成の立場で討論といたします。

以上です。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

起立多数でございます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第3号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより予算に入ります。議案第1号 平成25年度砂川市一般会計補正予算の歳出から審査に入ります。

それでは、14ページ、第2款総務費、第1項総務管理費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次に進みます。16ページ、第3款民生費、第3項生活保護費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に進みます。18ページ、第6款農林費、第1項農業費、質疑ありませんか。

土田政己委員。

○土田政己委員 それでは、農業振興事業に関する経費、経営体育成支援事業補助金について少しお伺いします。

先ほどの提案説明では、新規就農やら担い手の育成のために行う道の事業だということでもありますけれども、この事業のもう少し具体的な中身についてお伺いします。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 経営体育成支援事業の具体的な中身というご質問でございます。

地域の担い手となる意欲ある中心経営体が経営規模の拡大や農産物の加工、流通、販売などによる経営の多角化等に取り組む際に必要となる農業用機械等の導入に支援する事業でございます。具体的には、人・農地プランに位置づけられております中心経営体が、融資機関から行われる融資を活用して事業を行う場合に事業費の30%、または融資額、どちらか低いほうの額を助成金として交付する事業でございます。1経営体の上限額が300万円というふうになっております。助成対象者は、経営面積の拡大、6次産業化、農産物の高付加価値化、農業経営の複合化、農業経営の法人化等の中から2項目以上を成果目標と設定しまして、この目標の達成に必要な農業機械を助成するという事業でございます。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 土田政己委員。
○土田政己委員 そこで、今回は525万という予算化をされておりますが、先ほど1経営体最高で300万以下といたしましたか、ということになっておりますけれども、今回は市内では何件で、どのような機械が買われるのか、もう少し具体的にお伺いします。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 農政課長。
○農政課長 小林哲也君 今回助成する対象者は、2経営体になります。それで、1経営体が上限額の300万円、もう一経営体が事業費の30%ということで225万円の助成を予定しております。購入機械としましては、コンバイン、トラクター、ミニトマトの選別機というふうになっております。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 他にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に進みます。20ページ、第7款商工費、第1項商工費、質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 先ほど総括でもあったのですけれども、確認の意味なのですけれども、今回のこの事業については商店街の自己負担というのは一切ないのかどうか。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 河原希之君 街路灯の建設、建てかえに要する経費については、国の補助と市の補助で全額賄うこととなりますが、そのほかの例えば契約ですとか、そういう手続の諸経費につきましては商店街のほうでかかるということでございます。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それで、先ほどの答弁を聞いていると、もう既に何かデザインが決まっているような感じなのですけれども、どのようなものなのか、ちょっとお伺いします。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 河原希之君 先ほど総括質疑の中でメーターとかはお話しできたと思うのですが、デザイン的なお話でいきますと、支柱から歩道に向かって縦2つ、こういう形でLEDがつきます。それで、縦2つにつきますけれども、この光の反射は真横に行

くという形でデザインがされているということでございまして、地上から3.5メートルの付近には、スイートロードのバナーって今まで下げさせていただいたことありますけれども、そのポールというか、バナーをつけるポールがつくということになっております。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 商業灯というのは町内会の防犯灯とは違って、まさにまちの顔なのかなというふうに思うものですから、もう少し、例えば議会や委員会なんかでもこういうのあったらいいのではないのとか、これからのあれだったらこういうのかなという、少し時間があるのかなと実は思っていて、これから決まって、また今後デザインみたいな形なのかなというのも思っていたのですけれども、これはもう何か、国の補助をもらうためにはそういうものというのは決まってしまっているということなのですか。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 河原希之君 今回国の補助が3月に募集開始して、まずは4月の12日までの募集という期間だったのですが、その前に先行の募集という、期間が4月1日というさらに先行の募集期間というのを設けていただいたということで、まずは商店街で管理されている街路灯、これについては倒壊、それから故障と相次いでいましたので、急ぐ問題だったと、緊急の問題だったということもありまして、商店街のほうでこの補助メニューを効果的に使って、さらには最大限歩道区間を明るくするという結論に至りましたので、私たちのほうとしてもその補助申請を受けて、今回補助の予算を上げたところであります。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 忙しいのはわかるのだけれども、デザインや何かの関係というのはもう決まってしまっていたものなのか、あるいは商店街と少しは選択するような余地があったのかどうか。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 河原希之君 ここのデザイン決定に至るまでに4案、デザインポールをお示しさせていただいたというか、私たちのほうから話題提供させていただいたのですけれども、その中で今後の建てかえ後の球の取りかえ、この関係も照明器具によってさまざまな金額がありまして、そこら辺の部分を総合的に考えて、今回このデザインということで決定したという経過でございます。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 何か2人とも持っていますよね、そこに。ちょっと見てみたいなという気もしないでもないのですけれども、それってカラーコピーなのですか、カラーでないという意味がないですね。一度もとにかく見たことないので、見たことのないまんま市の予算3,300万オーケーということになるから、委員長、もし見せてもらえるものなら、ちょっと見せていただけないものかというふうに思うのですけれども、どうなのでしょう。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 お諮りします。

ただいま小黒委員のほうから資料要求のお話ありましたけれども、これを許可したいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

暫時休憩します。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時47分

○委員長 一ノ瀬弘昭君 休憩中の会議を再開いたします。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 見て、ちょっと意外だったのですけれども、もうちょっとデコレーションがあって、商店街によくあるのだけれども、そんな感じなのかなと。すごく機能的で、まさに歩道だけを照らすような状態なのですね。前のは大体国道側とか前後についていたりして、より明るいっぽい感じがあったと思うし、何かもうちょっと、砂川らしいというのがどういのかわからないにしても、本当に機能一本という感じのデザインなので、ちょっと意外というか、ちょっとがっかりかなという感じが、正直今初めて見たので。これを決めるときに商店街の方々から何か要望というのはなかったものなのですか。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 河原希之君 先ほどご答弁したとおり、4種類の街路灯の候補ありましたけれども、最終的に設置する団体が商店街ですから、その辺のところも総合的に含めて商店街で決定されたということでございまして、それに基づいて、規則に基づいて補助するというものでございます。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 経済部審議監。

○経済部審議監 田伏清巳君 デザインの部分なのですけれども、確かに小黒委員さんおっしゃるように、もう少しデコレーションといいますか、ビジュアル的に華美なものというか、そういう選択肢は水銀灯の場合は多かったのだそうです。ただ、例えば今、朝日はちょっと別格といたしまして、町場にある丸い水銀灯でございますよね、あれは確かに遠目で見ても明るいですし、デザイン的にもすてきなのですが、実はあれは上を中心に照らしていて、足元は非常に暗いのだそうです。近隣のまちもよく、ああ、明るいなという照明ありますよね、水銀灯で、あれはほとんどそういう状況なのだそうです。ですから、これからLED照明に取りかえるというか、つけかえるケースの場合はデザイン的には非常にシンプルで、かつ遠目から見ても、砂川随分暗くなったではないかというイメージ受けるのかもしれませんが、足元は以前に比べて本当に明るくなるということで、商店会の皆様はそちらを選択されたということでございます。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 商店街の人がと言われれば、もうそれ以上の何物もないのですけれども、

商店街の人がこう決めたのなら。ただ、そうなってくると、足元を照らすということはそこを人が歩くということになるわけですから、夜の商店街が人がいっぱい、明るさがよりみんなにとってよかったなと思ってもらえるようになるといいですけども、明るいけれども、人が余り通っていないとなってしまうと何か寂しい感じもしないでもない。最後にですけども、そののバナーがつくところがあるというお話でスイートロードというお話もありましたけれども、それはもう全体的にその下にはスイートロードのバナーをつけるということは決まっているというか、あるいは何かがあったときにはそれがかえていかれるとか、何かの歓迎のときはその歓迎用につけかえられるとかと、そんなようなこともあるのかどうなのか。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 河原希之君 中活協議会のほうでスイートロードのバナーというのは、これは装飾というか、街路灯に下げる予定でございます。そのほかに、さまざまな行事、例えば歓迎の札というのですか、旗というのですか、そういうものも含めてさまざまな要素に使えるようにこのバナー用のポールを設置したということでございます。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 他にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に進みます。22ページ、第10款教育費、第6項給食センター費、ございませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 暖房用ボイラーということなのですが、これはどんな状況で改修が必要になったのでしょうか。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 橘 加奈子君 給食センターは平成9年に建設いたしまして、平成10年の4月1日から開所いたしましたけれども、それから修繕を何回か繰り返しながら使ってきたわけですが、ボイラーの主要部の基板が破損してしまいまして、もう15年たっておりますものですから、基板そのものを取りかえるということがもう廃番になっておりましてできないということで、今はボイラーは切っているのですが、春先応急処置をして何とかしのいだというような状況です。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 もういよいよ、しのぎだけでは済まなくなっているから今回の、これは全面改修というか、そういうものなのかどうか。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 橘 加奈子君 給食センターには調理系のボイラーが2基と暖房用のボイラーが1基ありますが、そのうちの暖房用のボイラーについては全面取りかえるというような工事になります。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 平成10年の4月1日からということになると、もう大分古くなってきていて、ちょっとあれなのだけれども、ボイラーがいくということになってくるとこれ以降も心配なものというのは結構あるのかどうかだけちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 橘 加奈子君 ボイラーに関しましては、本来、来年の当初予算に調理系も含めた中でボイラーの更新ということで実施計画にも上げていたのですが、今回暖房用のボイラーだけ修理ができないという状態になりましたものですから、今回その1基だけを全て取りかえますけれども、来年当初には調理系のほうも同じ15年たっておりますので、更新を考えております。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 他にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に進みます。続いて、歳入に入ります。8ページから12ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 平成25年度砂川市病院事業会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。収入、支出一括して質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 少し質問させていただきます。

もっとも、今回はハイブリッド手術室の増設工事がほぼという予算だと思いますし、委託設計料は賛成しているので、それがどうのこうのということではないのですが、委託設計料が出てから、市民の中でもハイブリッド手術室というのは一体どういうものなのかとか、いろいろなお話が出ていますので、ちょっと質問したいと思っているのですが、やっぱり相当な金額が、建てるということになるとかかるものなのだなというふうには思うのですが、これは増設のみで、機材や何かというのは関係なく、1億7,500万でしたか、これだけかかっていくということになるのでしょうか。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 市立病院事務局審議監。

○市立病院事務局審議監 氏家 実君 ハイブリッド手術室の医療機器関係につきまして、当初予算のほうで2億9,500万ほど既に計上させていただいていると。そうした中で、このたびにつきましては工事費、さらには工事管理といった補正予算をお願いしているといったところでございます。非常に高額ではなかろうかといったお話でございますが、具体工事内容につきましては、床のはりの補強も必要になりますし、現在の手術室における将来対応としていた器材庫、これらを手術室に改修していくには現在の空調関係もそのまま生かしていかに切りかえていくといった作業も必要になりますし、さらには床の補強、さらには天井の補強、それぞれの補強も必要になります。さらには、鉛防護ということで、エックス線を撮影する関係で鉛防護の工事なども必要になってくるということで、それなりにかかってくるといったことをご理解いただきたいと存じます。

○小黒 弘委員 直すだけなものなのか、中に必要な医療器具や何かも含めてなのか。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 続けてどうぞ。

○市立病院事務局審議監 氏家 実君 前段申し上げたように、当初予算においてハイブリッド手術室における医療機器、それらについては2億9,505万ですか、ということで予算計上させていただいておりますので、今回は改修に係る分ということでございます。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 答弁あったのに聞き漏らしていた。済みません。

それで、企業債の関係を見たりしていくと、となるとこのハイブリッド手術室増設事業の8,980万が借り入れということになるのだらうというふうに思うのですけれども、これに関しては国の補助だとかなんとかというのはないものなのですか。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 市立病院事務局審議監。

○市立病院事務局審議監 氏家 実君 これもハイブリッド手術室における医療機器の関係につきましては当初予算で7,000万ということで、明確にはハイブリッド手術室ということでは出ておりませんが、現時点では7,000万ということで予定しておりますが、改修関係についての補助というのはないと、そういった中では病院事業債並びに過疎対策事業債を活用していくと、そういったことで予定しているところでございます。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それで、ハイブリッド手術室というものができていったときに、今の現在でいいのですけれども、この手術室を利用する頻度というか、予想されるしかないでしょうけれども、相当数あるというふうに考えていいのでしょうか。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 市立病院事務局審議監。

○市立病院事務局審議監 氏家 実君 ハイブリッド手術室が今後でき上がった中で、どの程度手術件数があるのかといった中では、今明確に何件ふえるということについては非常に答えるのは難しいと。ただ、現在中央手術室における手術件数、これが年間約3,600件ほどございます。それにあわせまして、1階の放射線部門に血管造影室といったも

のを2室備えています。これらの件数を加えますと年間で約4,000件くらいにはなってくると。それで、ここが問題というよりも、なぜ入れたかといったこととあわせて、この地域の高齢化と比例して年々手術している方の年齢というのが高齢化していると、そういった中では実際70歳代の患者さんが最も多い状況下にあると。そういったことで、高齢化の進行といったことでは脳神経外科、さらには循環器内科、こういった科の手術件数が特にふえてきていると。そういったことから、ハイブリッド手術室での手術件数といったことはふえていくものと今現在は考えているところでございます。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 大体わかってきたのですけれども、つまり結局はハイブリッド手術室というをつくることによっていいのは、脳神経外科とか循環器の手術に対して非常によくなっていくのだというふうな解釈でいいということなのですよ。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 市立病院事務局審議監。

○市立病院事務局審議監 氏家 実君 今一例で申し上げましたが、主流というか、主にはやはり脳神経外科、さらには循環器内科、そういったことで、ハイブリッドということに車に代表されるように異質のものを組み合わせて一つの目的を達成すると。そういったことから外科的治療と内科的治療をあわせて一つの手術室でこなしていけるといった中では、3月議会の実施設計の補正予算後に、さらにこの2科のほかにも心臓血管外科、さらには整形外科、これは人工関節の位置決めや何かにもエックス線撮影装置の高度なものは非常に有効といったことから、できることならば、できた後に整形も利用できる機会があるのであれば利用したいといったことで、必ずしも脳神経外科、循環器内科に特化するという考えではございません。

○委員長 一ノ瀬弘昭君 他にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○委員長 一ノ瀬弘昭君 以上で本委員会に付託されました議案第4号、第3号、第1号及び第2号の各議案の審査を全て終了いたしました。

これで予算審査特別委員会を散会いたします。

皆様のご協力により、スムーズで内容のある委員会になったかなと思っております。
副委員長ともどもお礼を申し上げます。ありがとうございました。

散会 午後 2時04分

委 員 長